

白石都市計画，角田都市計画，蔵王都市  
計画，大河原都市計画，村田都市計画，  
柴田都市計画，川崎都市計画及び丸森  
都市計画道路の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

白石都市計画，角田都市計画，蔵王都市計画，大河原都市計画，村田都市計画，柴田都市計画，川崎都市計画及び丸森都市計画道路の変更（宮城県決定）

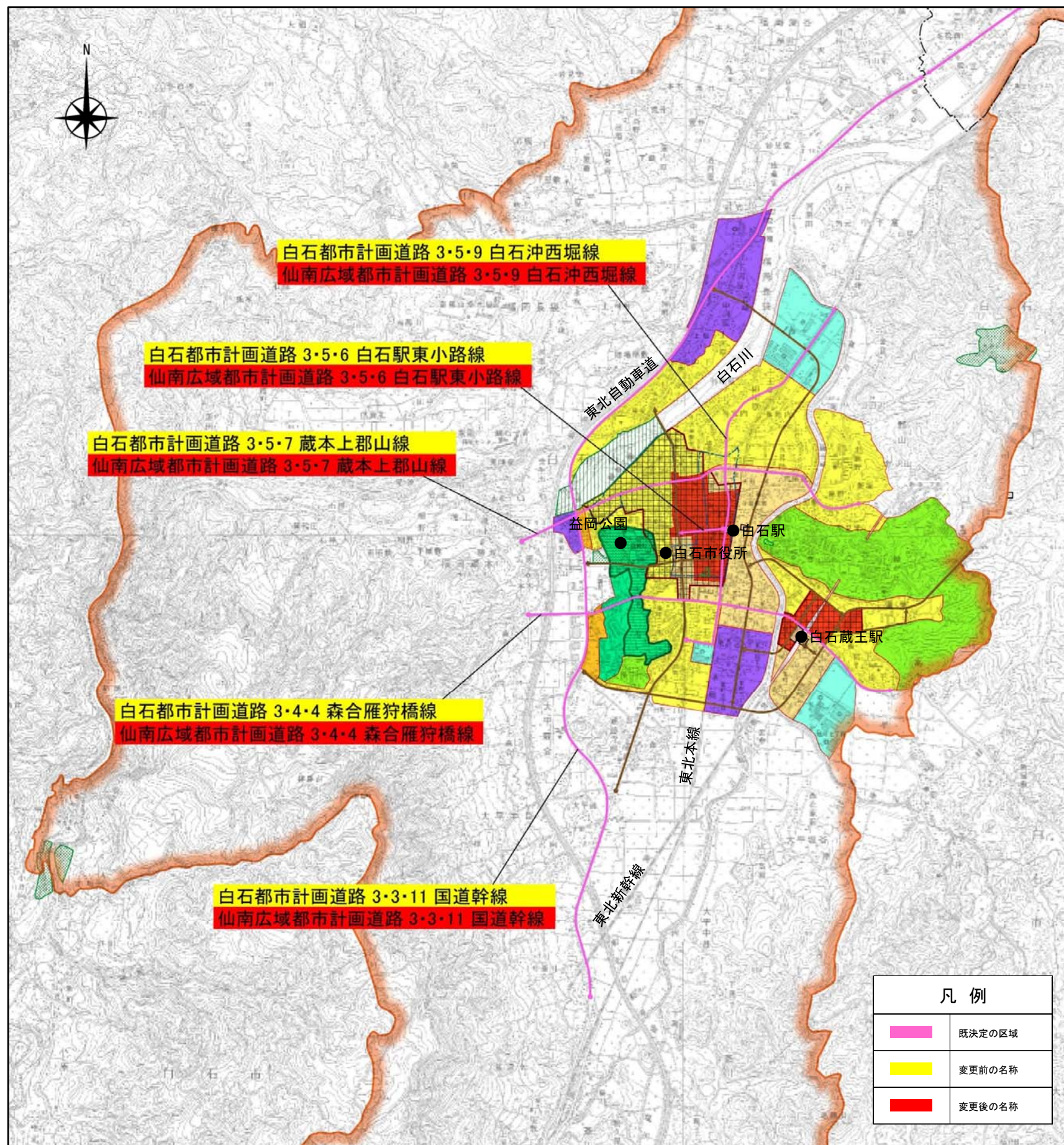
白石都市計画，角田都市計画，蔵王都市計画，大河原都市計画，村田都市計画，柴田都市計画，川崎都市計画及び丸森都市計画道路の名称を次のように変更する。

変更前	変更後
白石都市計画道路 3・4・4 号森合雁狩橋線	仙南広域都市計画道路 3・4・4 号森合雁狩橋線
白石都市計画道路 3・5・6 号白石駅東小路線	仙南広域都市計画道路 3・5・6 号白石駅東小路線
白石都市計画道路 3・5・7 号蔵本上郡山線	仙南広域都市計画道路 3・5・7 号蔵本上郡山線
白石都市計画道路 3・5・9 号白石沖西堀線	仙南広域都市計画道路 3・5・9 号白石沖西堀線
白石都市計画道路 3・3・11 号国道幹線	仙南広域都市計画道路 3・3・11 号国道幹線
角田都市計画道路 3・3・2 号佐倉裏町線	仙南広域都市計画道路 3・3・102 号佐倉裏町線
角田都市計画道路 3・4・3 号新丁南町線	仙南広域都市計画道路 3・4・103 号新丁南町線
角田都市計画道路 3・4・5 号横倉藤尾線	仙南広域都市計画道路 3・4・105 号横倉藤尾線
角田都市計画道路 3・5・9 号南町裏町線	仙南広域都市計画道路 3・5・109 号南町裏町線
角田都市計画道路 3・6・13 号梶賀東町線	仙南広域都市計画道路 3・6・113 号梶賀東町線
蔵王都市計画道路 3・4・1 号遠刈田中央線	仙南広域都市計画道路 3・4・601 号遠刈田中央線
蔵王都市計画道路 3・5・2 号遠刈田七日原線	仙南広域都市計画道路 3・5・602 号遠刈田七日原線
蔵王都市計画道路 3・3・3 号国道幹線	仙南広域都市計画道路 3・3・603 号国道幹線
大河原都市計画道路 3・3・1 号国道幹線	仙南広域都市計画道路 3・3・301 号国道幹線
大河原都市計画道路 3・4・2 号中島中央線	仙南広域都市計画道路 3・4・302 号中島中央線
大河原都市計画道路 3・5・7 号駅前大通り線	仙南広域都市計画道路 3・5・307 号大河原駅前大通り線
大河原都市計画道路 3・5・8 号大河原中央線	仙南広域都市計画道路 3・5・308 号大河原中央線
大河原都市計画道路 3・5・9 号末広線	仙南広域都市計画道路 3・5・309 号末広線
大河原都市計画道路 3・6・11 号本町大通り線	仙南広域都市計画道路 3・6・311 号本町大通り線
村田都市計画道路 3・3・1 号沼辺足立幹線	仙南広域都市計画道路 3・3・401 号沼辺足立幹線
村田都市計画道路 3・4・4 号金谷広畑線	仙南広域都市計画道路 3・4・404 号金谷広畑線
村田都市計画道路 3・4・5 号小池石生線	仙南広域都市計画道路 3・4・405 号小池石生線
村田都市計画道路 3・4・6 号広畑大森線	仙南広域都市計画道路 3・4・406 号広畑大森線
村田都市計画道路 3・4・7 号小池元館線	仙南広域都市計画道路 3・4・407 号小池元館線
柴田都市計画道路 3・3・2 号国道幹線	仙南広域都市計画道路 3・3・202 号国道幹線
柴田都市計画道路 3・4・1 号新栄通線	仙南広域都市計画道路 3・4・203 号新栄通線
柴田都市計画道路 3・4・2 号大橋通線	仙南広域都市計画道路 3・4・204 号大橋通線
柴田都市計画道路 3・4・3 号船岡幹線	仙南広域都市計画道路 3・4・205 号船岡幹線
柴田都市計画道路 3・4・5 号船岡角田線	仙南広域都市計画道路 3・4・207 号船岡角田線
柴田都市計画道路 3・4・6 号大沼通線	仙南広域都市計画道路 3・4・208 号大沼通線
柴田都市計画道路 3・4・10 号槻木幹線	仙南広域都市計画道路 3・4・211 号槻木幹線
柴田都市計画道路 3・4・11 号槻木駅前線	仙南広域都市計画道路 3・4・212 号槻木駅前線
川崎都市計画道路 3・4・1 号小野北原線	仙南広域都市計画道路 3・4・501 号小野北原線
川崎都市計画道路 3・5・3 号小野中町線	仙南広域都市計画道路 3・5・503 号小野中町線
川崎都市計画道路 3・5・4 号荒町中町線	仙南広域都市計画道路 3・5・504 号荒町中町線
川崎都市計画道路 3・5・6 号青根中央線	仙南広域都市計画道路 3・5・506 号青根中央線
丸森都市計画道路 3・4・2 号木沼竹谷線	仙南広域都市計画道路 3・4・702 号木沼竹谷線
丸森都市計画道路 3・5・5 号木沼台町線	仙南広域都市計画道路 3・5・705 号木沼台町線

理 由

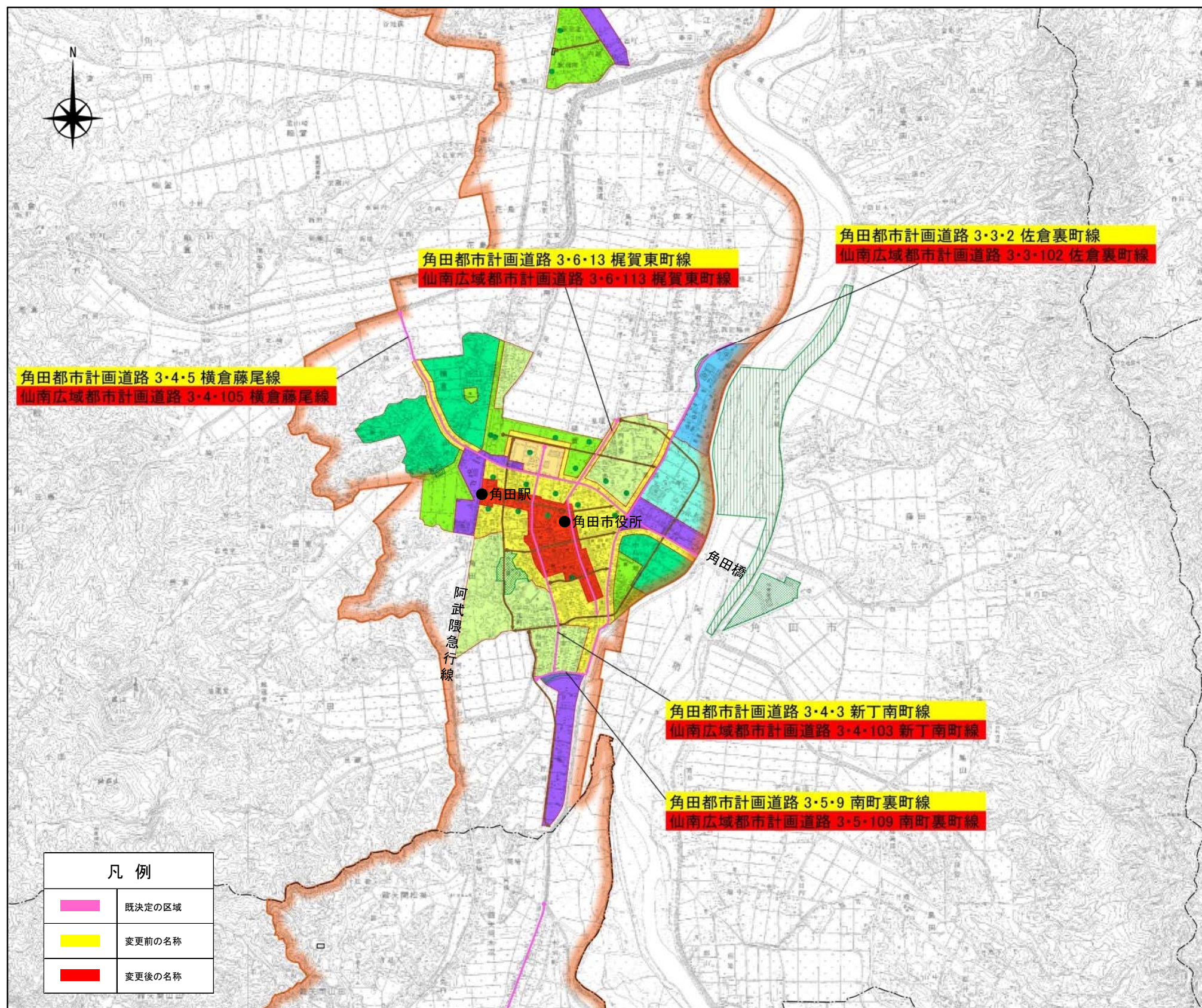
都市計画区域の再編に伴い，白石都市計画区域，角田都市計画区域，蔵王都市計画区域，大河原都市計画区域，村田都市計画区域，柴田都市計画区域，川崎都市計画区域及び丸森都市計画区域を仙南広域都市計画区域に変更するため，名称変更を行うもの。

# 白石都市計画道路



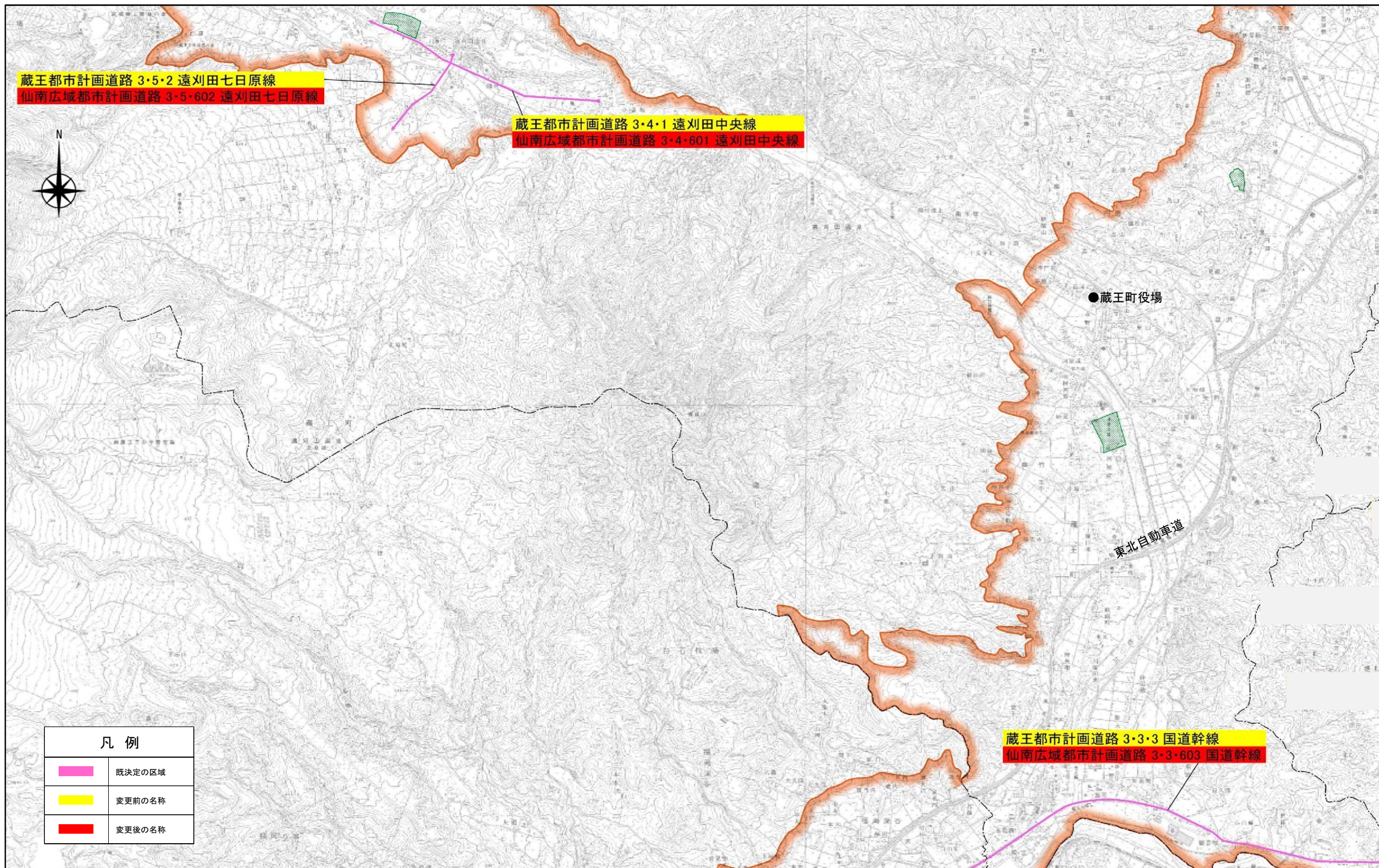
白石都市計画、角田都市計画、蔵王都市計画、大河原都市計画、村田都市計画、柴田都市計画、川崎都市計画及び丸森都市計画道路の変更（白石市、角田市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町）

# 角田都市計画道路



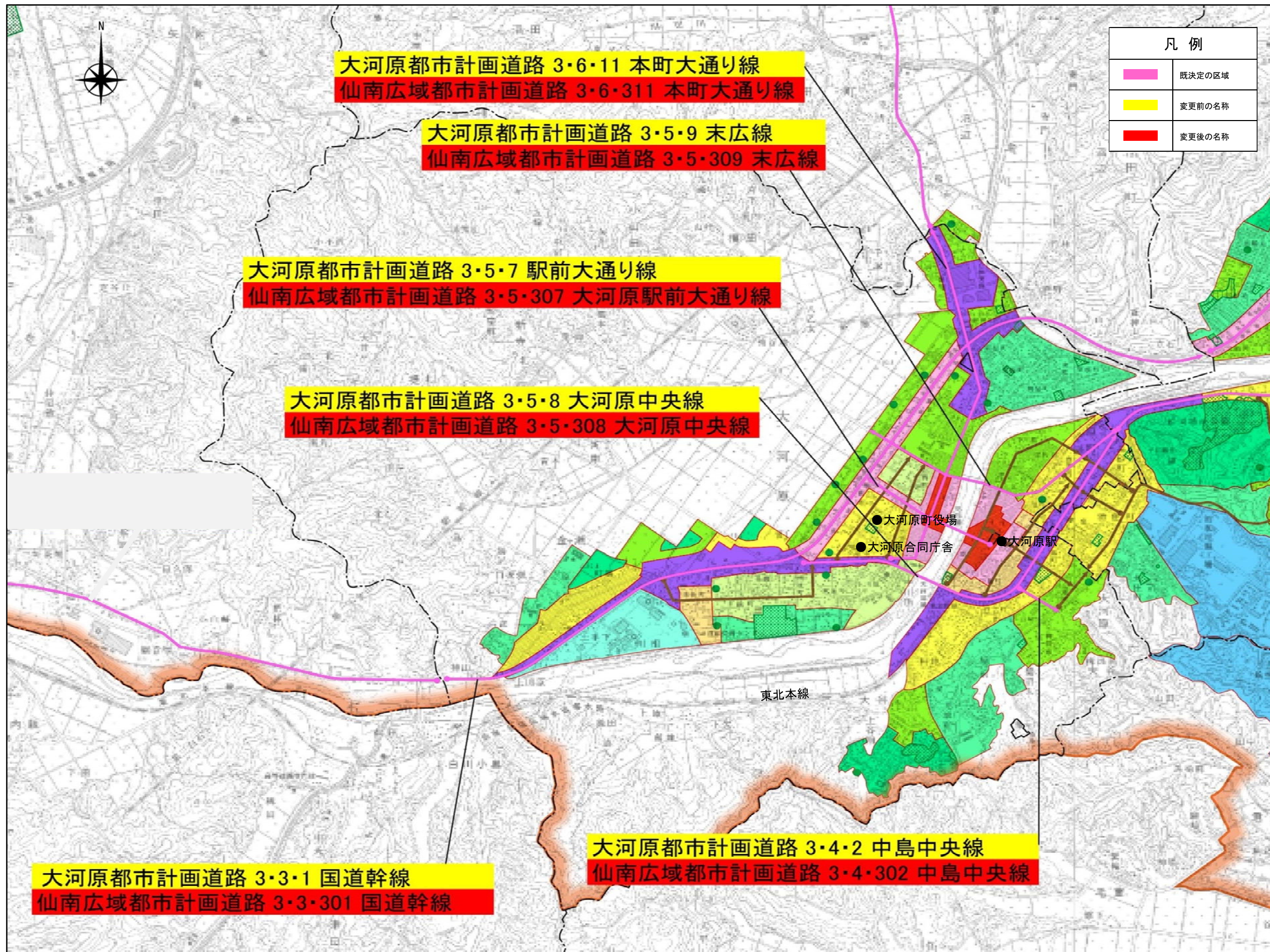
白石都市計画、角田都市計画、蔵王都市計画、大河原都市計画、村田都市計画、柴田都市計画、川崎都市計画及び丸森都市計画道路の変更（白石市、角田市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町）

# 蔵王都市計画道路



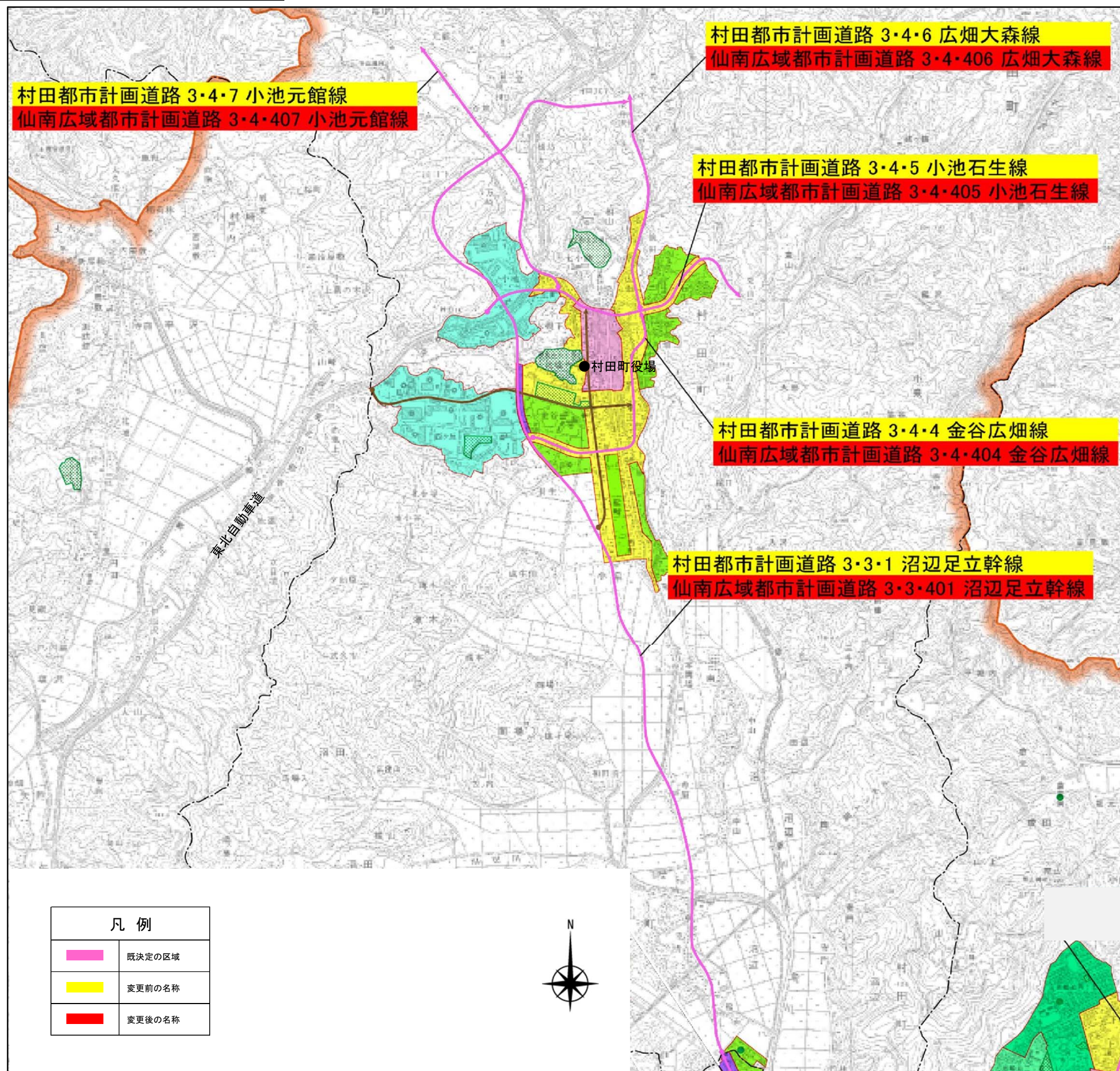
白石都市計画、角田都市計画、蔵王都市計画、大河原都市計画、村田都市計画、柴田都市計画、川崎都市計画及び丸森都市計画道路の変更（白石市、角田市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町）

# 大河原都市計画道路



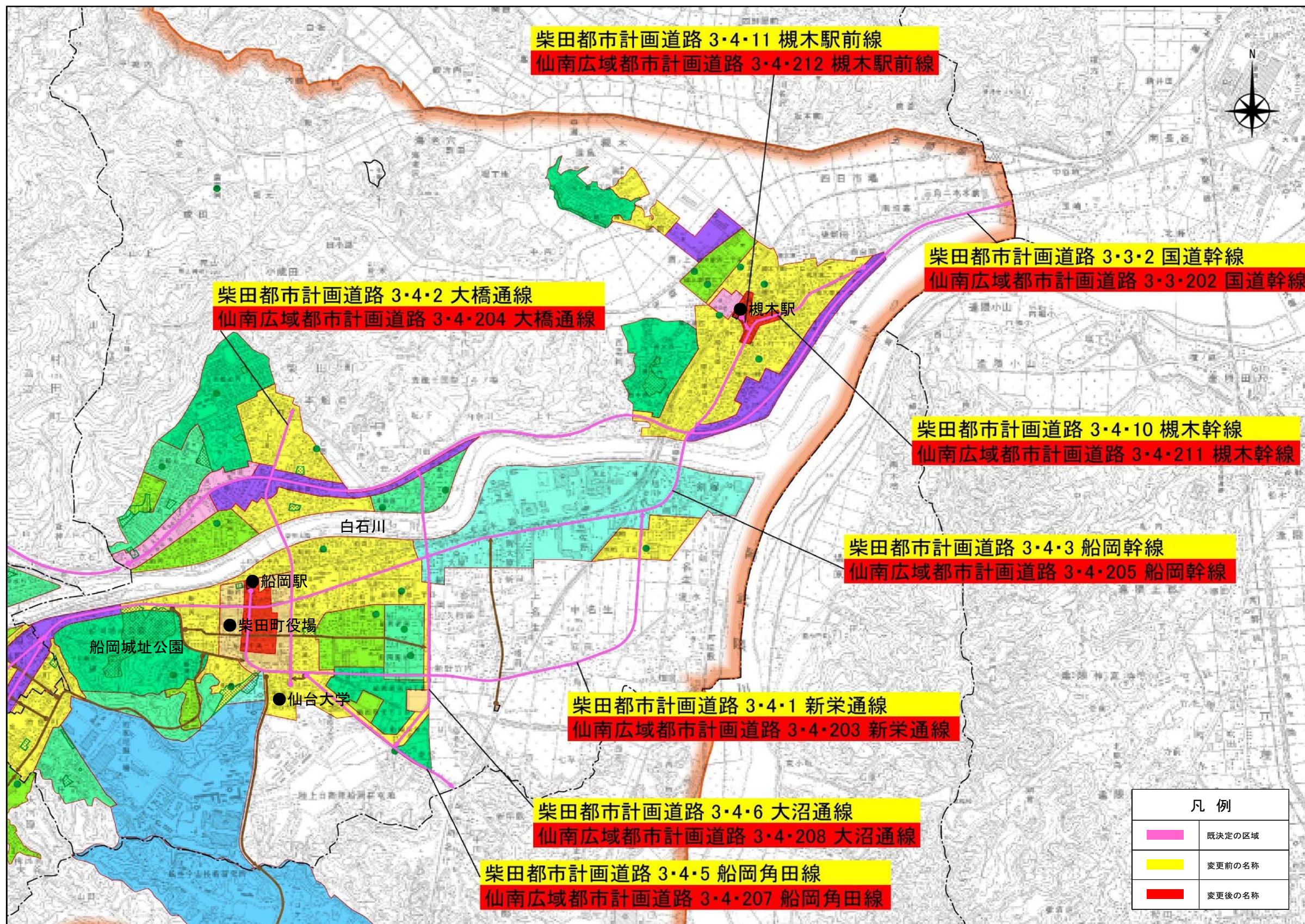
白石都市計画、角田都市計画、蔵王都市計画、大河原都市計画、村田都市計画、柴田都市計画、川崎都市計画及び丸森都市計画道路の変更（白石市、角田市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町）

# 村田都市計画道路



白石都市計画、角田都市計画、蔵王都市計画、大河原都市計画、村田都市計画、柴田都市計画、川崎都市計画及び丸森都市計画道路の変更（白石市、角田市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町）

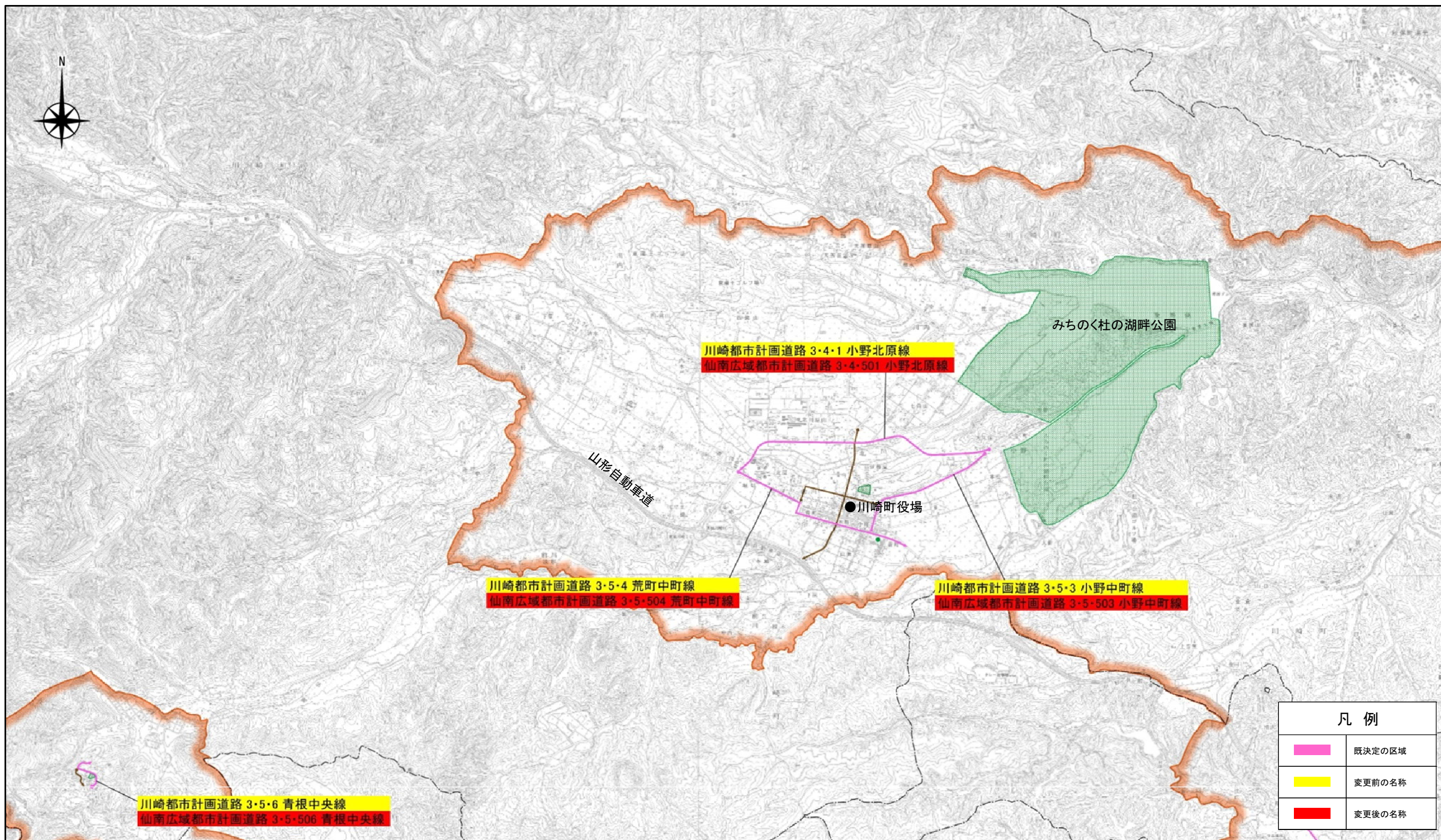
# 柴田都市計画道路



白石都市計画、角田都市計画、蔵王都市計画、大河原都市計画、村田都市計画、柴田都市計画、川崎都市計画及び丸森都市計画道路の変更（白石市、角田市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町）

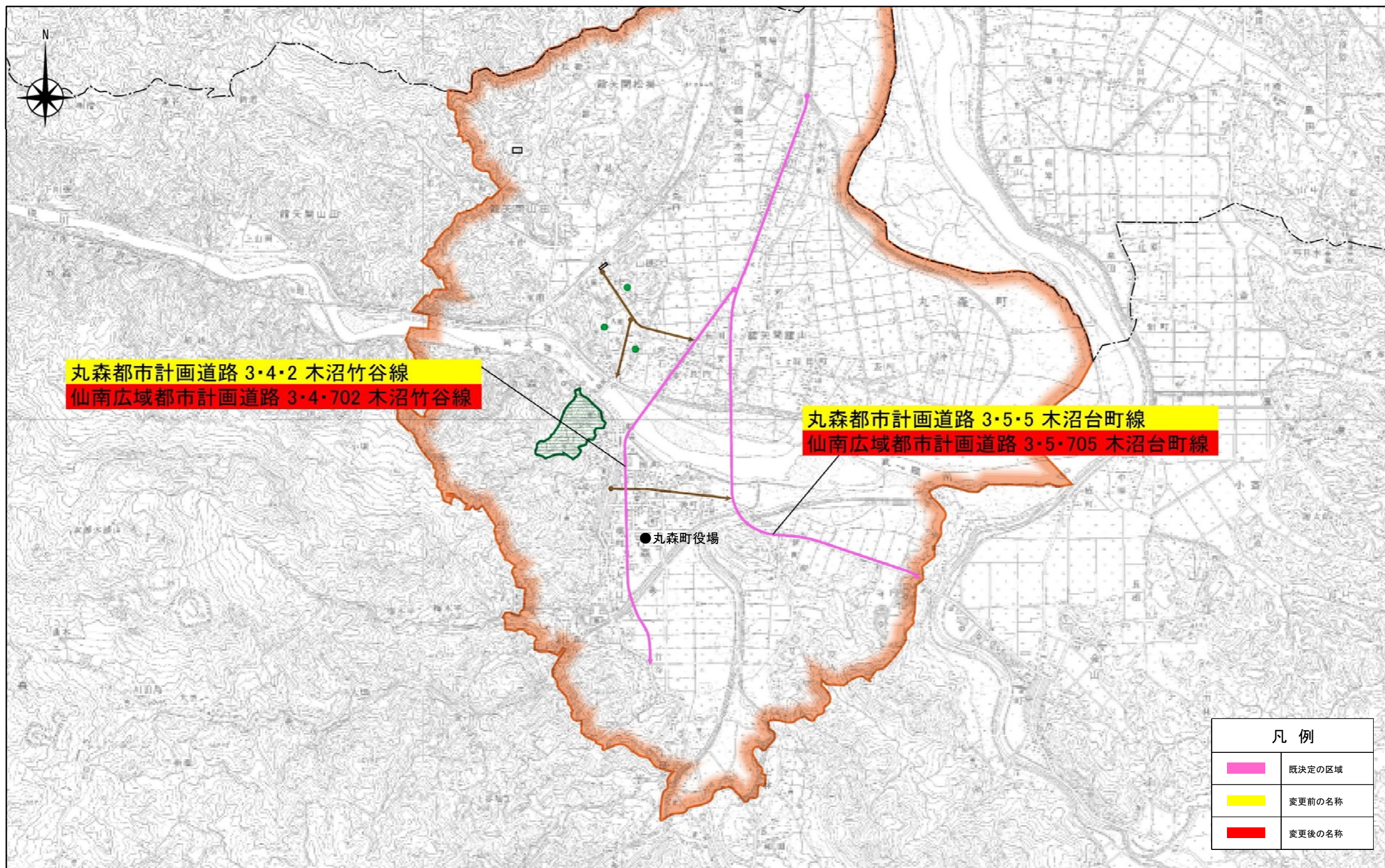


# 川崎都市計画道路



白石都市計画、角田都市計画、蔵王都市計画、大河原都市計画、村田都市計画、柴田都市計画、川崎都市計画及び丸森都市計画道路の変更（白石市、角田市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町）

# 丸森都市計画道路



白石都市計画、角田都市計画、蔵王都市計画、大河原都市計画、村田都市計画、柴田都市計画、川崎都市計画及び丸森都市計画道路の変更（白石市、角田市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町）

## 川崎都市計画公園の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

## 川崎都市計画公園の変更 (宮城県決定)

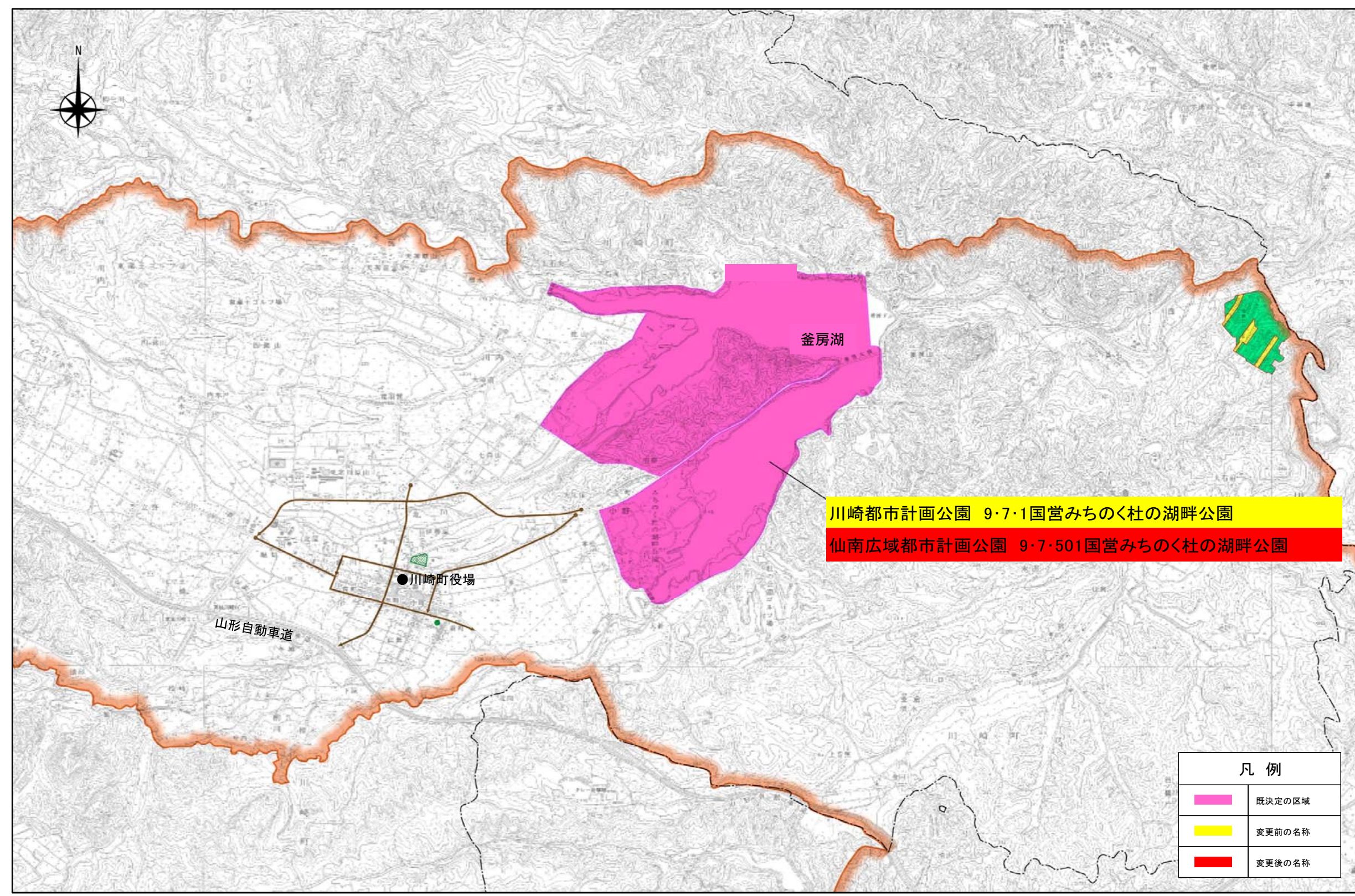
川崎都市計画公園の名称を次のように変更する。

変更前	変更後
川崎都市計画公園 9・7・ <u>1</u> 号国営みちのく杜の湖畔公園	仙南広域都市計画公園 9・7・ <u>501</u> 号国営みちのく杜の湖畔公園

### 理 由

都市計画区域の再編に伴い、川崎都市計画区域を仙南広域都市計画区域に変更するため、名称変更を行うもの。

川崎都市都市計画公園の変更(川崎町)



白石都市計画，角田都市計画，蔵王都市  
計画，大河原都市計画，村田都市計画，  
柴田都市計画及び丸森都市計画下水道の  
変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

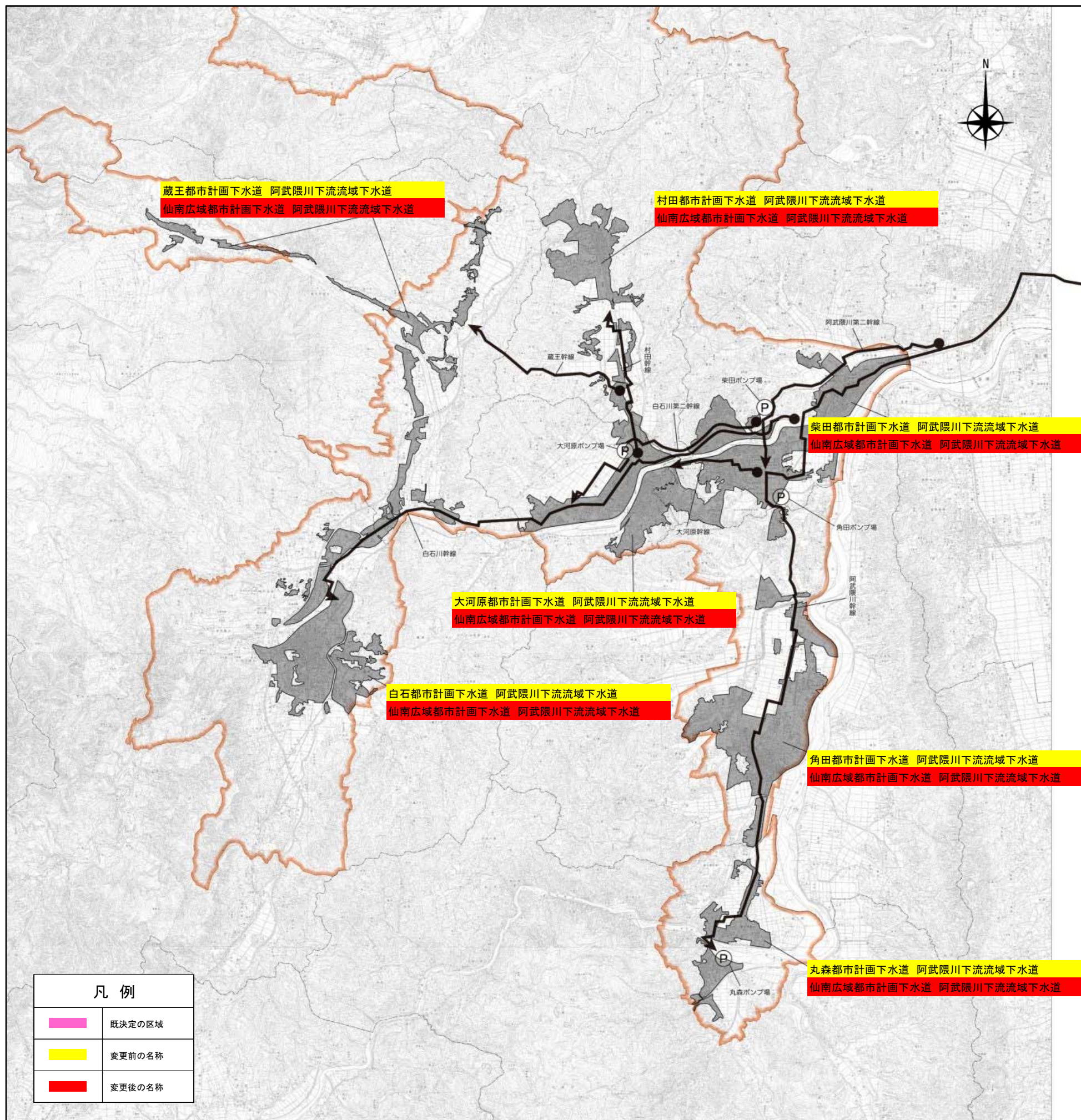
白石都市計画，角田都市計画，蔵王都市計画，大河原都市計画，村田都市計画，柴田都市計画及び丸森都市計画下水道の変更（宮城県決定）

白石都市計画，角田都市計画，蔵王都市計画，大河原都市計画，村田都市計画，柴田都市計画及び丸森都市計画下水道の名称を次のように変更する。

変更前		変更後	
<b>白石</b> 都市計画下水道	阿武隈川下流流域下水道	<b>仙南広域</b> 都市計画下水道	阿武隈川下流流域下水道
<b>角田</b> 都市計画下水道	阿武隈川下流流域下水道	<b>仙南広域</b> 都市計画下水道	阿武隈川下流流域下水道
<b>蔵王</b> 都市計画下水道	阿武隈川下流流域下水道	<b>仙南広域</b> 都市計画下水道	阿武隈川下流流域下水道
<b>大河原</b> 都市計画下水道	阿武隈川下流流域下水道	<b>仙南広域</b> 都市計画下水道	阿武隈川下流流域下水道
<b>村田</b> 都市計画下水道	阿武隈川下流流域下水道	<b>仙南広域</b> 都市計画下水道	阿武隈川下流流域下水道
<b>柴田</b> 都市計画下水道	阿武隈川下流流域下水道	<b>仙南広域</b> 都市計画下水道	阿武隈川下流流域下水道
<b>丸森</b> 都市計画下水道	阿武隈川下流流域下水道	<b>仙南広域</b> 都市計画下水道	阿武隈川下流流域下水道

理 由

都市計画区域の再編に伴い，白石都市計画区域，角田都市計画区域，蔵王都市計画区域，大河原都市計画区域，村田都市計画区域，柴田都市計画区域及び丸森都市計画区域を仙南広域都市計画区域に変更するため，名称変更を行うもの。



白石都市計画、角田都市計画、蔵王都市計画、大河原都市計画、村田都市計画、柴田都市計画及び丸森都市計画下水道の変更（白石市、角田市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、丸森町）



## 角田都市計画河川の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

## 角田都市計画河川の変更 (宮城県決定)

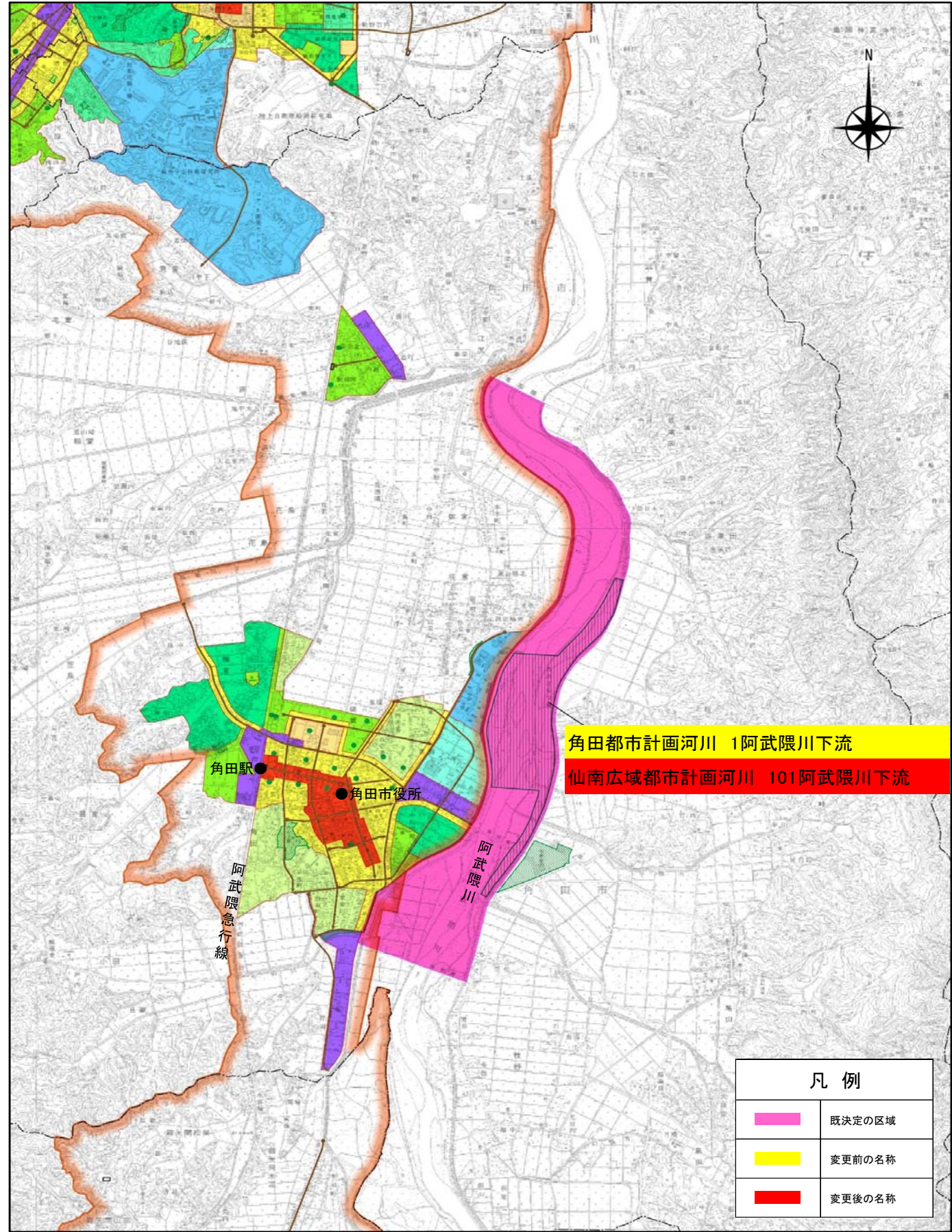
角田都市計画河川の名称を次のように変更する。

変更前	変更後
角田都市計画河川 <u>1</u> 号 阿武隈川下流	仙南広域都市計画河川 <u>101</u> 号 阿武隈川下流

理 由

都市計画区域の再編に伴い、角田都市計画区域を仙南広域都市計画区域に変更するため、名称変更を行うもの。

角田都市都市計画河川の変更(角田市)



## 特殊建築物の敷地の位置について

根拠条文：建築基準法第51条ただし2書き

都市計画案：別紙のとおり

## 特殊建築物の敷地の位置について

下記施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないと認める。

記

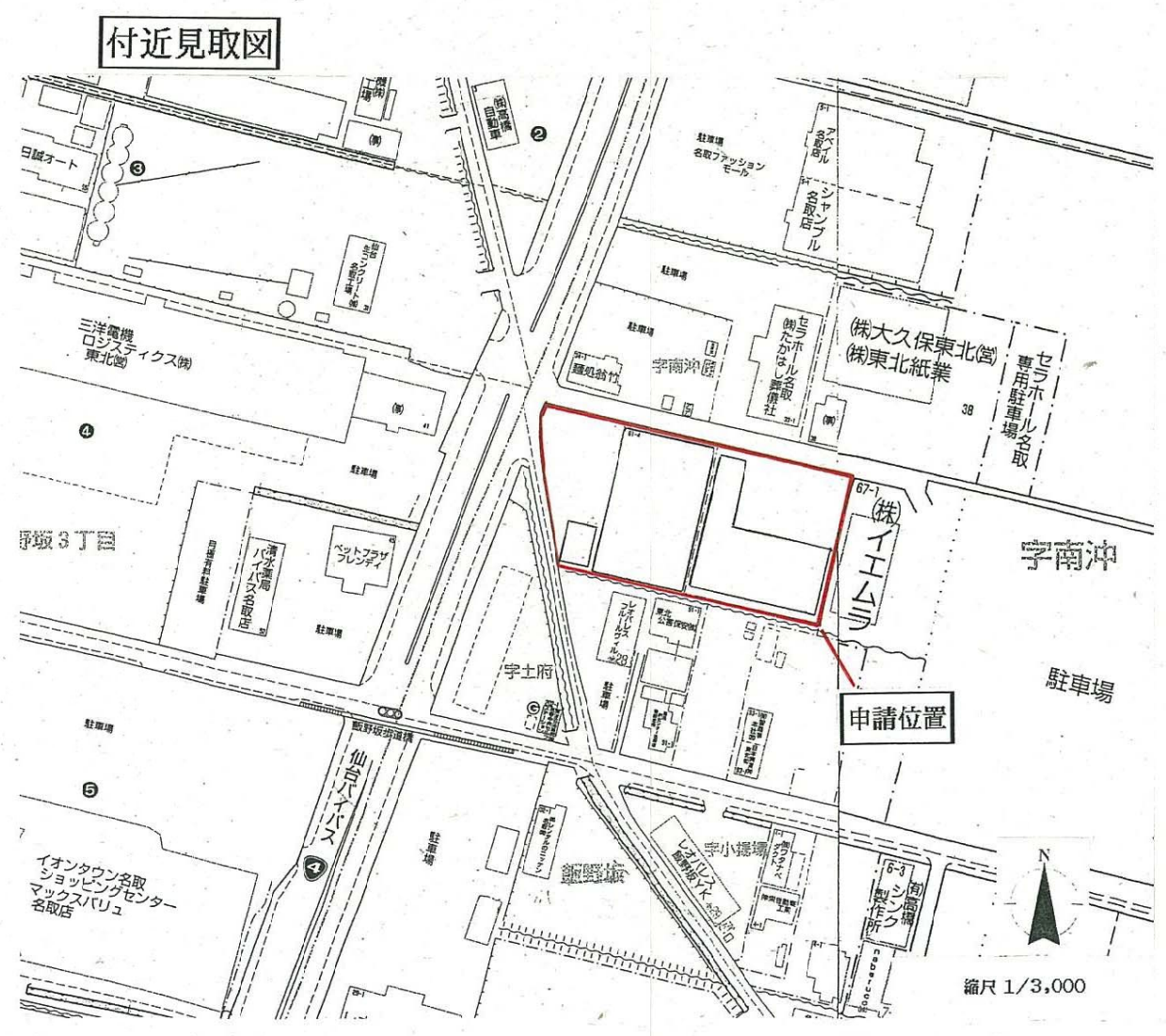
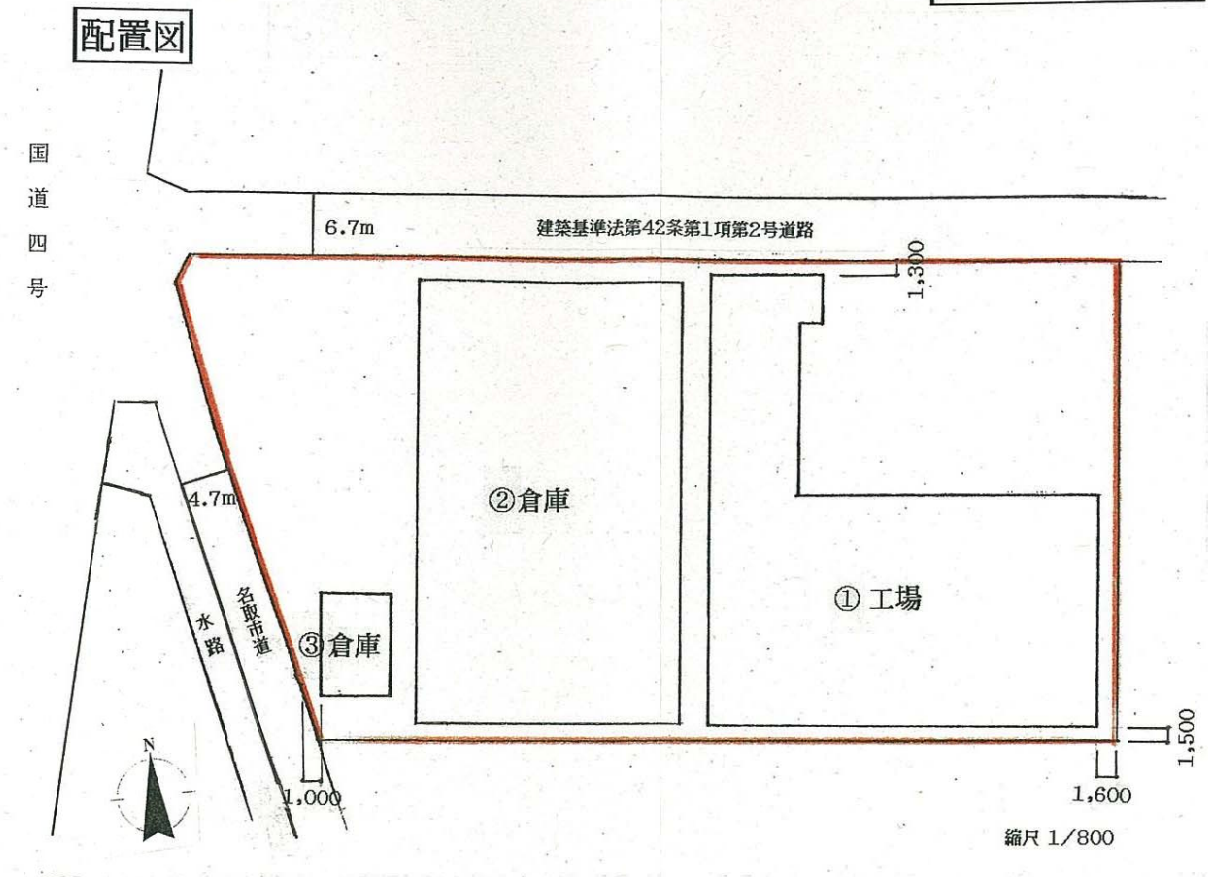
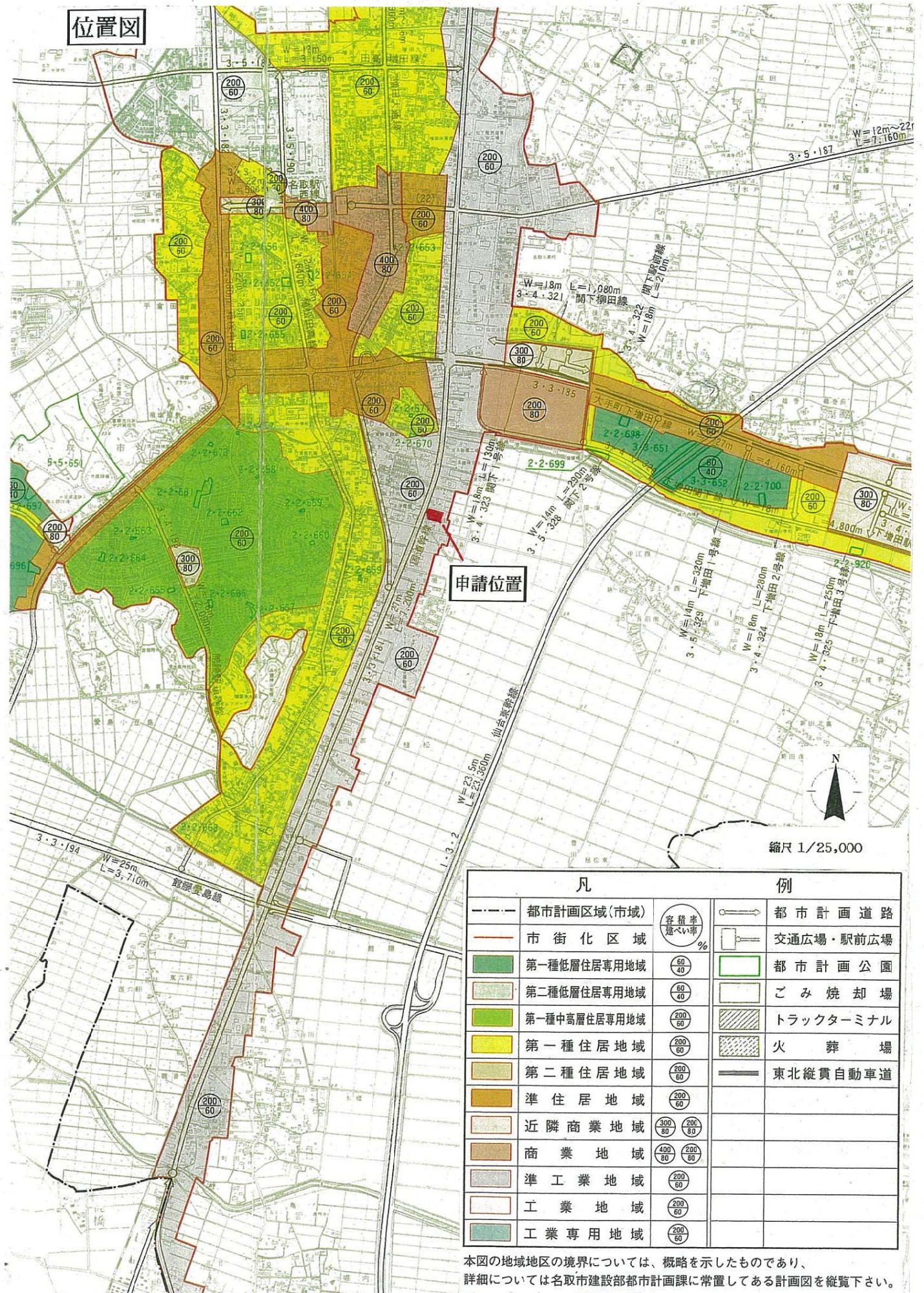
施設名称	産業廃棄物処理施設	
建築主	名取市飯野坂字南沖61番1 協業組合名取環境事業公社 代表理事 伊藤 勉	
敷地	位置	名取市飯野坂字南沖61番1、61番4及び61番5
	面積	4,952.82 m <sup>2</sup>
	用途地域	準工業地域
建築物	用途	産業廃棄物中間処理施設
	工事種別	用途変更
	構造,規模等	①工場 鉄骨造 2階建 延べ面積 1,569.00 m <sup>2</sup> (既存) ②倉庫 鉄骨造 平家建 延べ面積 1,392.00 m <sup>2</sup> (既存) ③倉庫 軽量鉄骨造 2階建 延べ面積 120.00 m <sup>2</sup> (既存)
処理施設	処理内容及び処理能力	(1) 産業廃棄物中間処理 (県都市計画審議会) ・ 廃プラスチック類の破砕 12.792t/日 (6 t を越えるため許可必要) ・ がれき類の破砕 4.8t/日 (5t 以下、許可不要) ・ 廃プラスチック類の圧縮 4.08t/日 (許可対象外) (2) 一般廃棄物中間処理 (名取市都市計画審議会) ・ 紙くずの破砕 17.08t/日 (従前許可と同じ) ・ 金属くずの圧縮 9.36t/日 (従前許可と同じ) ※従前許可敷地(61-1 及び 61-5)に 61-4 を追加するため許可必要
	処理方法	破砕機による破砕処理 圧縮機による圧縮処理
その他		

※ 参考

<建築基準法抜粋>

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地の位置が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。



特殊建築物の敷地の位置について（名取市）

## 特殊建築物の敷地の位置について

根拠条文：建築基準法第51条ただし書き

都市計画案：別紙のとおり

## 特殊建築物の敷地の位置について

下記施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないと認める。

記

施設名称		産業廃棄物処理施設	
建築主		仙台市宮城野区日の出町3丁目3-32 株式会社 丹勝 代表取締役 丹野勝治	
敷地	位置	黒川郡大郷町鶴崎字住吉33-1ほか5筆	
	面積	26,664.04 m <sup>2</sup>	
	用途地域	指定無し	
建築物	用途	産業廃棄物中間処理施設	
	工事種別	用途変更	
	構造, 規模等	①第一工場	鉄骨造 2階建 延べ面積 922.17 m <sup>2</sup> (既存)
		②第二工場	鉄骨造 平家建 延べ面積 334.55 m <sup>2</sup> (既存)
③事務所		鉄骨造 平家建 延べ面積 66.24 m <sup>2</sup> (既存)	
④便所		鉄骨造 平家建 延べ面積 1.91 m <sup>2</sup> (既存)	
⑤倉庫		鉄骨造 平家建 延べ面積 91.01 m <sup>2</sup> (既存)	
処理施設	処理内容及び処理能力	産業廃棄物中間処理 ・木くずの破砕(一次) 498.4t/日 ・木くずの破砕(二次) 28.8t/日 合計 527.2t/日 ※木くずの破砕処理能力の合計が前回許可 175t/日の 1.5 倍を超えるため許可必要	
	処理方法	破砕機による破砕処理	
	その他		

### ※ 参考

<建築基準法抜粋>

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

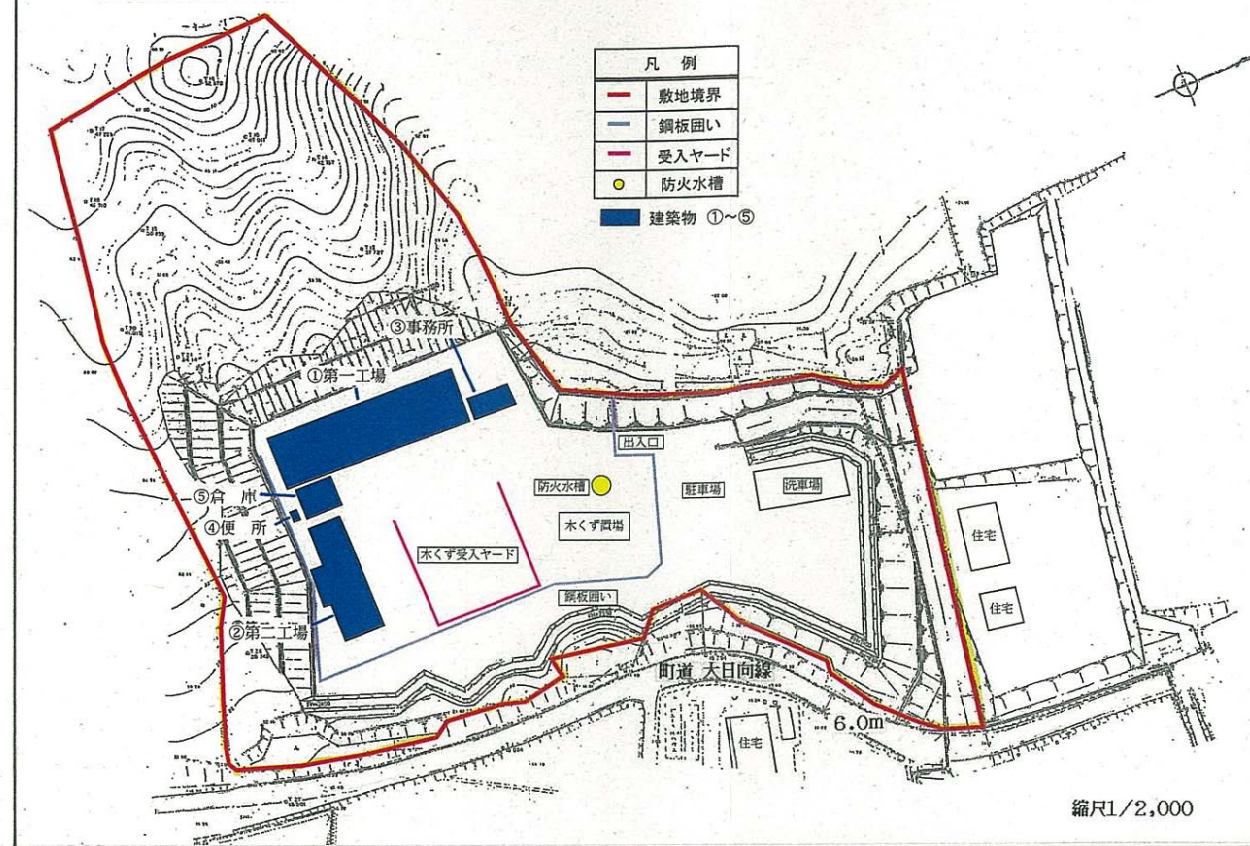
第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地の位置が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。



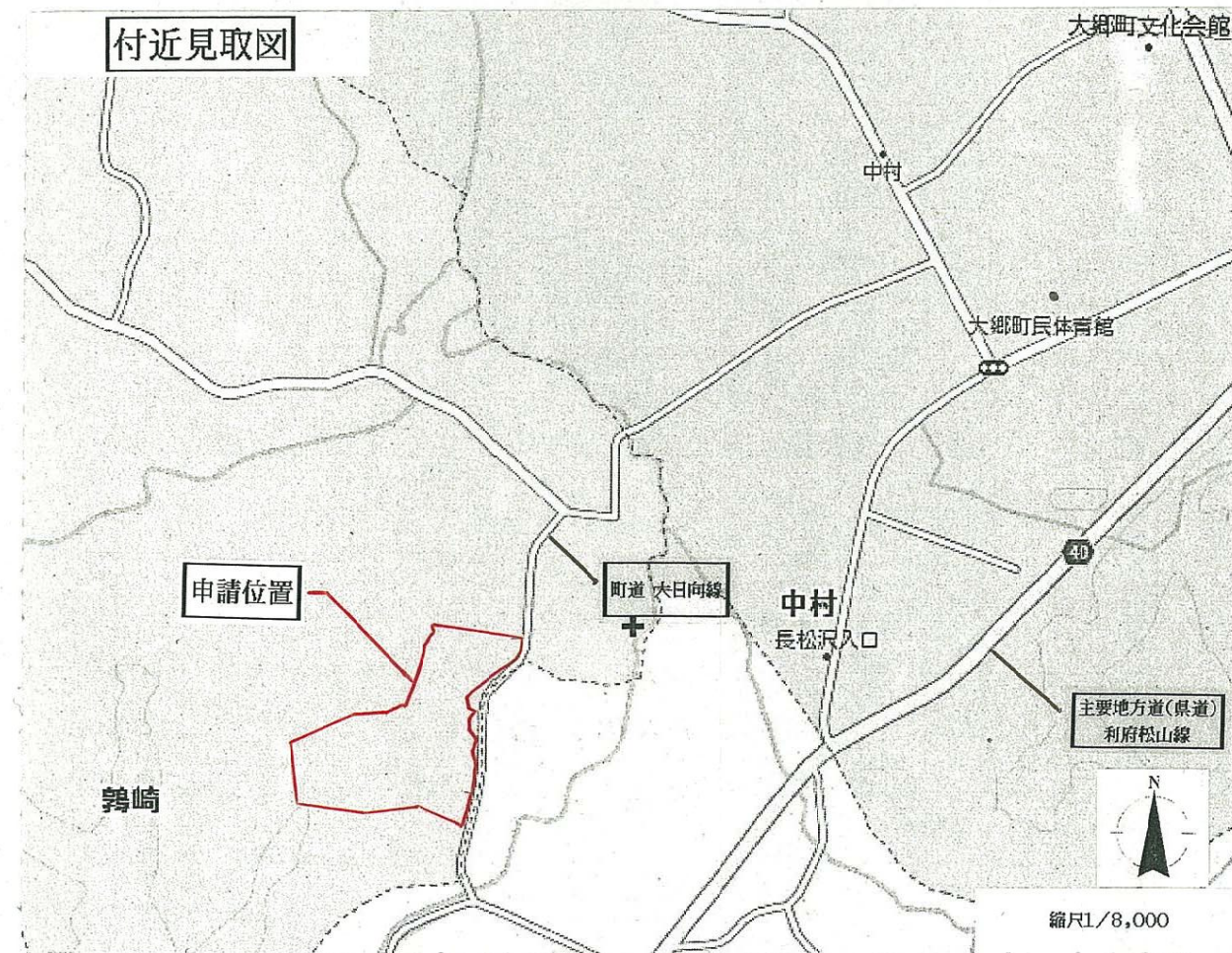
位置図



配置図



付近見取図



特殊建築物の敷地の位置について（大郷町）